

学校体育施設の開放再開について～利用の留意点～

緊急事態宣言の解除に伴い、令和2年6月15日(月)から学校体育施設を開放いたします。

つきましては、学校教育施設を利用することから、教育活動への影響を皆無とするために、**3つの条件(換気の徹底、多くの人が手の届く距離に集まらない、至近距離での会話や大声での発生を控える)**及び利用の留意点を厳守していただき、感染防止対策を講じながら、安心・安全に活動していただきますようお願いいたします。

【利用上の留意点】

- ・感染防止対策を講じた上で利用する。
- ・代表者は当日の利用者(参加者)の氏名、連絡先等を把握しておく。(出欠簿の作成・保管)
- ・発熱、せき、のどの痛みなどの症状があるときは利用しない。
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる場合は利用しない。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は、利用しない。
- ・活動前に参加者全員の健康状態を確認する。(検温の実施)
- ・利用前や利用後の手洗いや咳エチケットの徹底。
- ・窓等を開けしっかり換気した状態で利用する。
- ・手の届く距離での密集、近距離での会話や発声を避ける。(ソーシャルディスタンス)
- ・利用団体において消毒液などを準備し、手や使用備品、使用した箇所(トイレ、ドア、ドアノブ、スイッチ等)の消毒を行う。※金属を腐食させる消毒液は使用しない。
- ・感染の恐れがあることから、ゴミは持ち帰る。(マスク、ティッシュ、ペットボトル等)
- ・利用団体メンバーで、健康状態が悪くなった時や、新型コロナウイルスに罹患した場合は、速やかに利用学校及び教育委員会スポーツ課へ連絡する。
- ・再開時は運動に慣れるため、最初から激しい運動はしない。
- ・利用後の後始末、清掃の他、消毒作業、健康状態確認を見込んで活動を終了し、利用時間内に退校すること。
- ・会話をする時のマスクは着用が必要であるが、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断とする。(熱中症予防対策)

【その他】

- ・夏季休業日…令和2年8月1日(土)～18日(火)
- ・学校によっては、行事予定が変更となる場合がございます。
- ・学校が臨時休校した場合、または本市での感染状況に変化があった場合は、利用を休止することがあります。